

## 加古川市大規模小売店舗立地法連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第8条第1項及び法第9条第1項の規定による市の意見に関し庁内意見の集約を図るため、加古川市大規模小売店舗立地法連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法第8条第1項及び法第9条第1項の規定による市の意見に関すること
  - (2) その他大規模小売店舗立地法の運用に必要な事項に関すること
- 2 前項の意見については、法第5条第3項の規定による公告の日から4ヶ月以内に兵庫県に提出しなければならない。

### (組織)

第3条 連絡会議は、議長及び委員で組織する。

- 2 連絡会議の議長は、産業経済部次長をもって充てる。
- 3 連絡会議の委員は、別表に掲げる課の長をもって充てる。
- 4 連絡会議に、幹事会をおく。
- 5 幹事会は、別表に掲げる課の担当係の長で構成するものとする。

### (連絡会議等の開催)

第4条 連絡会議及び幹事会（以下「連絡会議等」という。）は、議長が招集する。

- 2 議長が必要と認めるときは、特定の案件について関係のある委員のみで連絡会議等を開催することができるものとし、また、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 連絡会議等の庶務は、産業振興課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項は、別表に掲げる課で協議のうえ定める。

### 附 則

この要綱は平成12年6月1日より施行する。

### 附 則

この要綱は平成20年4月11日より施行する。

### 附 則

この要綱は平成23年5月2日より施行する。

### 附 則

この要綱は平成25年4月16日より施行する。

### 附 則

この要綱は平成25年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

別表

加古川市大規模小売店舗立地法連絡会議委員

部局等名	課名	分野
企 画 部	政 策 企 画 課	政策調整
産 業 経 済 部		議長
	産 業 振 興 課	主管課（事務局）・商業
	農 林 水 産 課	農振法
環 境 部	環 境 保 全 課	騒音等
	環 境 第 1 課	廃棄物・リサイクル
建 設 部	土 木 総 務 課	交通安全施設・道路管理
	道 路 保 全 課	交通安全施設・道路管理
都 市 計 画 部	建 築 指 導 課	建築基準法 バリアフリー
	都 市 計 画 課	都市計画法（駐車場・街づくり）・ 交通政策
	ま ち づ っ くり 指 導 課	開発行為・開発指導
消 防 本 部	警 防 課	屋外の防火対策
	予 防 課	建物の防火対策
教 育 委 員 会 教 育 総 務 部	学 務 課	通学路の安全確保
教 育 委 員 会 教 育 指 導 部	青 少 年 育 成 課 ( 少 年 愛 護 セ ン タ ー )	少年非行防止・登下校時の安全配 慮（指針二・1・(1)・⑤・ロ）

※委員の選出については、「大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針」に基づき、大規模小売店舗が立地するにあたり生活環境上影響を与える交通・騒音・廃棄物等の配慮すべき内容に関連する各部署を対象に選出。